

各位

会社名 株式会社ティアフォー
 代表者名 代表取締役 CEO 加藤 真平
 (コード番号：593A 東証グロース市場)
 問合せ先 取締役 CFO 阪口 聡志
 (TEL. 03-4520-2315)

募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2026年6月29日開催の当社取締役会において、当社普通株式の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）グロース市場への上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 17,449,600株
かかる募集株式総数のうち、日本国内における募集（以下「国内募集」という。）に係る募集株式数は8,828,900株、米国、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における募集（以下「海外募集」という。）に係る募集株式数は8,620,700株の予定であるが、その最終的な内訳は、上記募集株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日（2026年7月13日）に決定される予定であり、その決定については当社代表取締役に一任する。なお、募集株式総数については、2026年7月6日に開催予定の取締役会において変更される可能性がある。 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定（2026年7月6日に開催予定の取締役会において決定される予定である。） |
| (3) 払込期日 | 2026年7月21日（火曜日） |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2026年7月13日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法 | 国内及び海外における同時募集とする。
①国内募集
発行価格での一般募集とし、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社、大和証券株式会社、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社、株式会社SBI証券、マネックス証券株式会社、楽天証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、松井証券株式会社、水戸証券株式会社、岡三証券株式会社及び東海東京証券株式会社（共同主幹事会社である3社をアルファベット順に記載。）を引受人として、国内募集分の全株式を引受価額で総額連帯買取引受けさせる。引受価額は発行価格と同時に決定されるものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、本募集株式発行及び国内募集を中止する。国内募集が中止された場合には、 |

海外募集も中止されるものとする。

②海外募集

海外募集については、Morgan Stanley & Co. International plc 及び SMBC Bank International plc (アルファベット順による。) を共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社を引受人として、海外募集分の全株式を引受価額で総額個別買取引受けさせる。海外募集が中止された場合には、国内募集も中止されるものとする。

③国内募集、下記 2. の引受人の買取引受による国内売出し及び下記 3. のオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹事会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社及びSMBC日興証券株式会社 (アルファベット順による。) であり、当社普通株式を取得し得る投資家のうち、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びSMBC日興証券株式会社が、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関してはモルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びSMBC日興証券株式会社が、それぞれ共同で行うものとする。

④国内募集、海外募集、下記 2. の引受人の買取引受による国内売出し及び下記 3. のオーバーアロットメントによる売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは、Morgan Stanley & Co. International plc 及び SMBC日興証券株式会社 (アルファベット順による。) とする。

- | | |
|--|---|
| (6) 発行価格 | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2026年7月13日に決定される予定である。) |
| (7) 申込期間
(国内) | 2026年7月14日(火曜日)から
2026年7月17日(金曜日)まで |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 株式受渡期日 | 2026年7月22日(水曜日) |
| (10) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (11) 上記の他、本募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 | |
| (12) 国内募集については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、下記 2. の引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合には、本募集株式発行も中止される。 | |

2. 引受人の買取引受による国内売出しの件

- | | |
|----------------|--|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 3,968,400株 |
| | なお、売出株式総数については、2026年7月6日に開催予定の取締役会において変更される可能性がある。 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合 1,444,000株 |
| | UTEK4号投資事業有限責任組合 942,000株 |
| | 株式会社SMBC信託銀行 |
| | (特定運用金外信託口 契約番号12100440) 500,000株 |
| | ジャフコSV5スター投資事業有限責任組合 361,000株 |
| | 出川 章理 250,000株 |
| | ソニーグループ株式会社 150,000株 |
| | 二宮 芳樹 100,000株 |
| | 河口 信夫 100,000株 |
| | 武田 一哉 100,000株 |
| | 佐々木 栄美子 21,400株 |

- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け国内売出しとし、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社、大和証券株式会社、野村証券株式会社、みずほ証券株式会社、株式会社SBI証券、マネックス証券株式会社、楽天証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、松井証券株式会社、水戸証券株式会社、岡三証券株式会社及び東海東京証券株式会社（共同主幹事会社である3社をアルファベット順に記載。）を引受人として、引受人の買取引受による国内売出し分の全株式を引受価額で総額連帯買取引受けさせる。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間（国内）と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。なお、引受価額は、上記1.における募集株式の引受価額と同一とする。
- (9) 上記の他、本引受人の買取引受による国内売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後の取締役会において承認する。
- (10) 本引受人の買取引受による国内売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による募集株式発行が中止された場合には、本引受人の買取引受による国内売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 3,212,700株
（売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少するか又は本オーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。なお、売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日（2026年7月13日）に決定される予定である。）
- (2) 売出人及び売出株式数 SMB C日興証券株式会社 3,212,700株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け国内売出しとする。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間（国内）と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 上記の他、本オーバーアロットメントによる売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後の取締役会において承認する。
- (9) 本オーバーアロットメントによる売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による募集株式発行又は上記2.の引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合には、本オーバーアロットメントによる売出しも中止される。

4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 3,212,700株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記1.の公募による募集株式発行における募集株式の払込金額と同一とする。）
- (3) 申 込 期 日 2026年8月18日（火曜日）
- (4) 払 込 期 日 2026年8月19日（水曜日）
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2026年7月13日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

- (6) 割 当 方 法 割当価格でSMBC日興証券株式会社に割当て。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、本第三者割当増資による募集株式発行を中止する。
- (7) 割 当 価 格 未定（上記1. の公募による募集株式発行における募集株式の引受価額と同一とする。）
- (8) 申 込 株 数 単 位 上記1. の公募による募集株式発行における申込株数単位と同一とする。
- (9) 申込期日までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (10) 上記の他、本第三者割当増資による募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記3. のオーバーアロットメントによる売出しが中止された場合には、本第三者割当増資による募集株式発行も中止される。

[ご 参 考]

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式数及び売出株式数

募集株式数 普通株式	17,449,600株	
		(国内募集 8,828,900株、海外募集 8,620,700株)
		最終的な内訳は、上記募集株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日に決定される。なお、募集株式総数については、2026年7月6日に開催予定の取締役会において変更される可能性がある。
売 出 株 式 数 普通株式	引受人の買取引受による国内売出し 3,968,400株	
		なお、売出株式総数については、2026年7月6日に開催予定の取締役会において変更される可能性がある。
		オーバーアロットメントによる売出し(*) 上限 3,212,700株

(2) 需要の申告期間 2026年7月6日(月曜日)から
(国内) 2026年7月10日(金曜日)まで

(3) 価格決定日 2026年7月13日(月曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件による需要状況等を勘案した上で決定される。)

(4) 申込期間 2026年7月14日(火曜日)から
(国内) 2026年7月17日(金曜日)まで

(5) 払込期日 2026年7月21日(火曜日)

(6) 株式受渡期日 2026年7月22日(水曜日)

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、国内募集及び引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、SMBC日興証券株式会社が行う日本国内における売出しであります。したがって、上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少するか又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、SMBC日興証券株式会社が当社の株主である加藤真平(以下「貸株人」という。)から借入れる株式(以下「借入株式」という。)であります。これに関連して、当社は、2026年6月29日開催の取締役会において、SMBC日興証券株式会社を割当先とする日本国内における当社普通株式3,212,700株の第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

また、SMBC日興証券株式会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社と協議の上、2026年7月22日から2026年8月14日までの期間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入株式の返還を目的として、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。また、SMBC日興証券株式会社は、借入株式を、本第三者割当増資による株式の割当て若しくはシンジケートカバー取引又はその双方により取得する株式により返還する予定であります。

なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか又はオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数からシンジケートカバー取引により買付けた借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当増資における割当てに応じる予定でありますので、その場合には本第三者割当増資における割当株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少するか又は発行そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	46,074,490株
公募増資による増加株式数	17,449,600株

公募増資後の発行済株式総数	63,524,090株	
第三者割当増資による増加株式数	3,212,700株	(最大)
第三者割当増資後の発行済株式総数	66,736,790株	(最大)

3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行の手取概算額（国内募集における手取概算額 8,233 百万円及び海外募集における手取概算額 8,038 百万円）及び本第三者割当増資の手取概算額上限 3,032 百万円をあわせた、手取概算額合計上限 19,303 百万円については、以下のとおり充当する予定であります。

① 研究開発費

自動運転技術の高度化及び競争力強化を目的とした主に AI 技術及び自動運転専用の半導体に関する開発投資として 8,700 百万円（2026 年 9 月期に 900 百万円、2027 年 9 月期に 3,900 百万円、2028 年 9 月期に 3,900 百万円）を充当する予定です。

② 量産・事業拡張費

将来的な数千・数万台規模の供給を見据えたサプライチェーンの構築、車載ユニットのコスト低減に向けた製造・調達体制の強化、事業管理機能の強化を目的とした量産・事業拡張費として 7,200 百万円（2026 年 9 月期に 400 百万円、2027 年 9 月期に 3,000 百万円、2028 年 9 月期に 3,800 百万円）を充当する予定です。

③ 組織拡張費

自動運転技術の研究開発を担うエンジニア人材、及び複雑化するサプライチェーン管理やグローバルな事業運営を牽引する人材の採用費及びコーポレート機能の拡充にかかる人件費等として 3,403 百万円（2026 年 9 月期に 500 百万円、2027 年 9 月期に 1,700 百万円、2028 年 9 月期に 1,203 百万円）を充当する予定です。

(注) 手取概算額は本日付の有価証券届出書の訂正届出書提出時における想定発行価格（1,015 円）を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営課題と認識しており、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案し、利益還元政策を決定していく所存であります。しかしながら、当社グループは現在成長過程にあり、内部留保が充実しているとはいえ、創業以来配当を行っていません。また、現時点では研究開発投資を行うことで中長期的かつ安定的な事業成長を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、経営基盤を長期的に安定させるための財務体質の強化及び将来の継続的な事業展開を実現するための投資資金として、有効に活用する方針であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

将来的には毎期の経営成績並びに財政状態を勘案しつつ、配当による株主への利益還元を実施することを検討してまいります。当社は上記方針のもと、創業以来配当を実施せず内部留保を優先しており、現時点において配当実施の可能性及びその時期につきましては未定であります。

(4) 過去2決算期間の配当状況（連結）

	2024 年 9 月期	2025 年 9 月期
1 株当たり当期純損失（△）	△113.35 円	△108.29 円
1 株当たり配当額	—	—
（1 株当たり中間配当額）	（—）	（—）
実績配当性向	—	—
自己資本利益率	—	—
純資産配当率	—	—

(注) 1. 1 株当たり当期純損失は、期中平均株式数に基づき算出しております。

2. 当社は、種類株式を発行しておりましたが、その株式の内容により「普通株式と同等の株式」として取り扱っていることから、1 株当たり当期純損失の算定における期中平均株式数には種類株式を含めております。なお、2026 年 2 月 2 日開催の臨時株主総会決議に基づき、2026 年 2 月 6 日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

3. 当社は、2026年1月16日の取締役会の決議に基づき、2026年2月6日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。2024年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純損失を算定しております。
4. 1株当たり配当額（1株当たり中間配当額）、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため記載しておりません。
5. 自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

5. 販売方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

6. ロックアップについて

上記1.の公募による募集株式発行、上記2.の引受人の買取引受による国内売出し及び上記3.のオーバーアロットメントによる売出し（これらを併せて、以下「グローバル・オファリング」という。）に関連して、売出人であるジャフコSV5共有投資事業有限責任組合、出川章理、UTEC 4号投資事業有限責任組合、二宮芳樹、河口信夫、ジャフコSV5スター投資事業有限責任組合、武田一哉、ソニーグループ株式会社及び佐々木栄美子、貸株人である加藤真平並びに当社の株主であるSOMP Oホールディングス株式会社、ヤマハ発動機株式会社、いすゞ自動車株式会社、KDDI株式会社、アイサンテクノロジー株式会社、株式会社アクセル、株式会社Takeda Family Office、Quanta Computer Inc.、大成建設株式会社、スズキ株式会社、RGCM 1号投資事業有限責任組合、トヨタ・インベンション・パートナーズ株式会社、株式会社ブリヂストン、三菱商事株式会社、野辺継男、竹岡尚三及びイーソル株式会社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の日（当日を含む。）までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の譲渡又は処分等（ただし、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸渡すこと等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

また、当社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換されうる有価証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、グローバル・オファリング、本第三者割当増資及び株式分割等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該誓約の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。なお、当社の新株予約権については、当社の株式が東京証券取引所等に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合等に限り、権利を行使することができるものとなっております。

（注）「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意：この文書は当社新株式発行及び株式売出し等に関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2026年6月29日の当社取締役会において決議された当社普通株式の募集及び売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。